



南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（南ア：ロックダウン「調整された警戒レベル1」への引き下げ）2021/10/01 現在

●ラマポーザ大統領が、9月30日に実施した演説を受け、1日よりロックダウン警戒レベルが「調整されたレベル1」に引き下げられました。同演説及び官報による規則の要旨以下のとおりです。

1 調整された警戒レベル2における主な措置

（本規則措置に係る南ア政府発表の官報はこちら）

https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202110/45253rg11342gon959.pdf

https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202110/45253rg11342gon960.pdf

（1）夜間外出禁止の時間は午前0時から午前4時までとする。

*但し、例外規定の一つとして、夜間外出禁止時間内にフライトで到着すること、または夜間外出禁止時間内の移動が必要なため空港へ／から移動することは、当該旅行者がフライトを証明する有効な搭乗券または航空券の写しを所持していることを条件に、認められる。

（2）レストラン、バー、フィットネスセンターなどの不要不急の施設は、営業を許可されるが、午後11時までには閉店する必要がある。

（3）すべての集会は、屋内では最大750人、屋外では最大2,000人に制限される。

※会場が狭く、適切な身体的距離を置いてこれらの人数を収容できない場合は、会場の収容人数の50%を超えてはならない。レストラン、ジム、フィットネスセンター、バーなど施設も本規制の対象となる。

※集会には、宗教行事、政治的イベント、社会的な集会を含む。

（4）敷地外消費を目的とした小売店での酒類販売は、通常のライセンス規定に基づき、許可される。ただし、午後11時以降のアルコール販売は許可されない。

*公共の場では、引き続きすべての人が鼻と口を覆うフェイスマスクを常に着用することを義務づけられる。

2 その他

保健省は間もなくワクチン接種証明を導入する予定。本証明は、旅行、施設や集会への参加など、ワクチン接種状況の証明を必要とする活動に使用することができる。

【参考】

○ロックダウン規制内容、出入国関連情報、医療情報をまとめたQ & A
当館Q & A（随時改訂）

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100058671.pdf>

○当館領事窓口

現在、南アはロックダウン期間中ですが、当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、お客様の来訪が密になることを回避するため、事前にご連絡をお願いします。

*メール：consul@pr.mofa.go.jp

*電話：+27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

○事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。

*急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

* 頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。

* 咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、NICD のホットライン (0800 029 999) に連絡するとともに、陽性反応となった場合には当館にも連絡していただきますようお願いいたします。

<https://sacoronavirus.co.za/contact/>

(COVID-19 ホットライン)

<https://sacoronavirus.co.za/evds/>

(南ア電子ワクチンデータシステム(ワクチン接種登録)ポータル)

○日本国厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※南ア政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、南ア政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所 : 259 Baines St、Cnr Frans Oerder St、Groenkloof、Pretoria

電 話 : +27 12 452 1500 領事・警備

メール : consul@pr.mofa.go.jp
